平成２３年（フ）第６４５７号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目12番14号205
債務者　竹村　篤子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４５８号
大阪府東大阪市御厨東２丁目２番11号プロシード八戸ノ里202号
債務者　石川　幸弘
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５２２号
大阪市平野区平野馬場２丁目４番15号
債務者　望月　勝子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５２４号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号
債務者　岡嶋　伸夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５２８号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ30―715号
債務者　菖蒲とも子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５３３号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番14号　三徳寮、住民票上の住所大阪市城東区野江１丁目２番３―315号
債務者　佐々木勇二
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５３４号
大阪市東住吉区湯里２丁目７番２号　ハイツＡＣ304号、前住所岡山県倉敷市北畝１丁目１番15号　206号
債務者　髙橋　信夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５３７号
大阪市平野区喜連西３丁目８番４―1412号
債務者　村山　文子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８０号
千葉県四街道市大日295番地５　サニーコーポ202
債務者　芳賀　健治
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２９９号
千葉県四街道市栗山266番地４　菊花ハイツ201
債務者　内野澤和美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３０７号
千葉県八街市八街は36番地３
債務者　長谷川博信
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３０９号
千葉県印西市西の原３丁目17番地２棟303号
債務者　羽柴　佳一
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３１３号
千葉県印西市山田3411番地２
債務者　伊藤　邦雄
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３１４号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井２丁目２番126、住民票上の住所千葉県成田市野毛平71番地２
債務者　沢田　優子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２１８０号
愛知県豊明市前後町仙人塚1760番地74　野村荘101号室
債務者　入谷　和秀
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２２６号
愛知県津島市昭和町４丁目55番地１　昭和アパート
債務者　濱本　敦美
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３５号
愛知県西尾市下羽角町住崎１番地　株式会社デンソー第５青雲寮431Ａ号室、旧住所福岡県福岡市西区拾六町団地３番25―101号
債務者　平原　一馬
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係